



平成22年11月2日  
大分労働局職業安定部職業対策課

(担当) 職業対策課長 木本英光  
高年齢者対策担当官 酒井幸弘  
(電話代表) 097-535-2090 (内線304)

## 平成22年6月1日現在の「高年齢者の雇用状況」について ～「高年齢者雇用確保措置」実施済み企業は約97.5%とさらに進展～

高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成22年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）の集計結果をまとめましたので、公表します。

年金の支給開始年齢引き上げを受け（平成25年4月から65歳）、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では企業に「定年の定め廃止」や「定年引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置<sup>(注1)</sup>を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況報告を提出した大分労働局管内「31人以上規模」の企業1,331社の状況をまとめたものです。なお、この取りまとめでは、常時雇用する労働者が31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

### 1 高年齢者雇用確保措置などの実施状況

- 64歳以上の高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の割合は97.5%（前年比1.8ポイント上昇）、全国は96.6%。  
企業規模別で見ると、「31～300人」規模の中小企業は97.4%（同1.8ポイント上昇）。うち「31～50人」の企業は95.7%だが、前年からは4.6ポイントと上昇が著しい。  
一方、「301人以上」の大企業は100.0%（同1.4ポイント上昇）となっている。【別表1】
- 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合は55.8%（同1.7ポイント上昇）、全国は46.2%。  
企業規模別では、「31～300人」の中小企業は57.5%（2.0ポイント上昇）、「301人以上」の大企業は28.2%（同1.0ポイント低下）となっており、中小企業での取り組みが進んでいる。【別表4】
- 「70歳まで働ける企業」<sup>(注2)</sup>の割合は18.5%（同1.5ポイント上昇）、全国は17.1%。  
企業規模別では、「31～300人」の中小企業は18.6%、「301人以上」の大企業は16.7%となっている。【別表5】

### 2 定年到達者の継続雇用状況

- 過去1年間に定年を迎えた2,770人のうち、継続雇用された人は2,154人（77.8%）、継続雇用を希望せず離職した人等は579人（20.9%）、継続雇用を希望したものの労使協定や就業規則などで定めた基準<sup>(注3)</sup>に該当せず離職した人が37人（1.3%）あった。【別表6】

**3 高年齢者雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向**

- 60～64歳の常用労働者数は11,468人で、前年より13.8%の増加。  
義務化前の平成17年とでは、比較可能な51人以上規模の企業で比較すると、119.4%の増加となっている。
- 65歳以上の常用労働者数は4,292人で、前年より5.1%の増加。  
51人以上規模の企業で義務化前の平成17年と比較すると、100.0%の増加となっている。

【別表7】

**<今後の取り組み>**

- 高年齢者雇用確保措置の未実施企業に対する強力な指導を行うことにより、引き続き、高年齢者雇用確保措置の定着を図る。
- 年金支給開始年齢の引き上げも踏まえ、希望者全員が65歳まで働ける企業のさらなる普及を図るとともに、65歳までの雇用の確保を基盤としつつ、何らかの形で65歳を超えて70歳まで働ける企業の普及・啓発に取り組む。

(注1) 定年の引き上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて平成25年4月までに段階的に引き上げられ、平成22年度4月1日に63歳から64歳になっている。

(注2) 定年の定め廃止、70歳以上定年、70歳以上継続雇用の企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業。

(注3) 事業主は継続雇用制度を導入する場合、労使協定を締結した上で基準を設けることが認められている（中小企業については、平成22年度末までの間、労使協議が調わない場合に限り、労使協定によらず就業規則などで基準を定めることが特例で認められている）。

## 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

### (1) 全体の状況

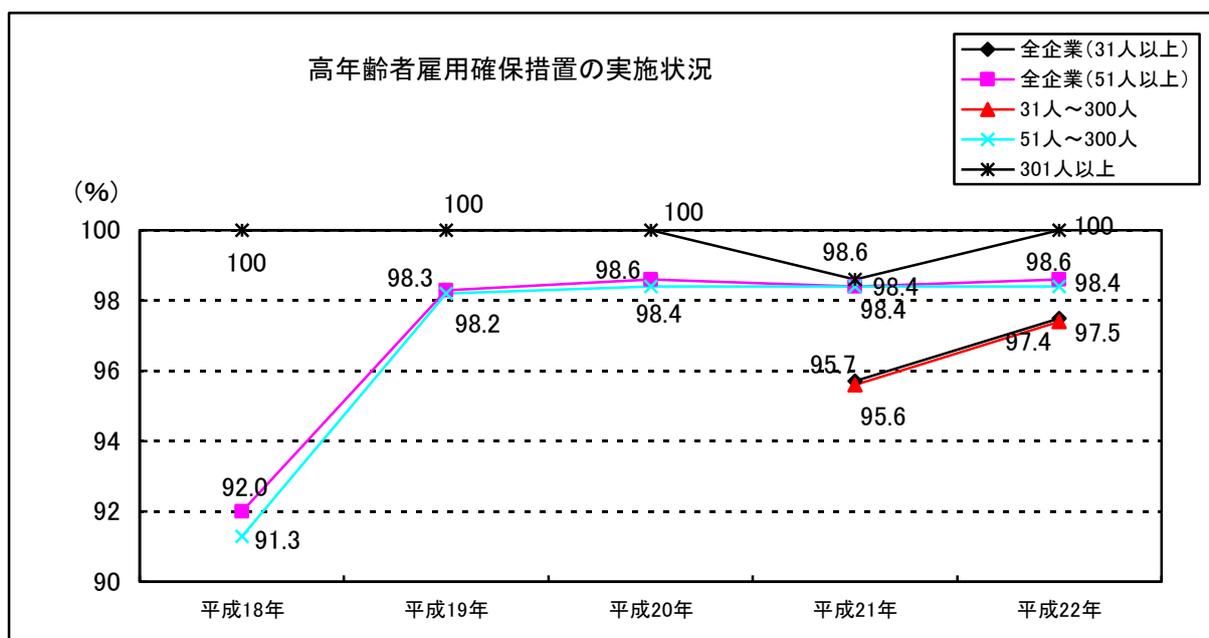
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は97.5%（1,298社）、（前年比1.8ポイントの増加）、51人以上規模の企業で98.6%（834社）（前年比0.2ポイントの増加）となっている。

一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は2.5%（33社）（前年比1.8ポイントの減少）、51人以上規模の企業で1.4%（12社）（前年比0.2ポイントの減少）となっている。

平成22年4月1日より、雇用確保措置の義務年齢が63歳から64歳に引き上げられる一方で、企業における雇用確保措置は着実に進展している（別紙表1）。

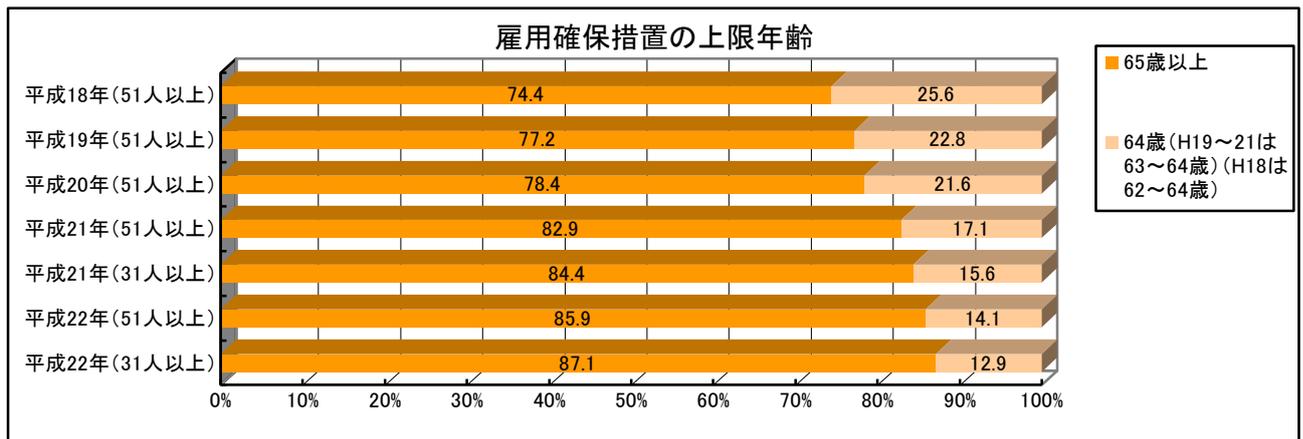
### (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100.0%（前年比1.4ポイントの増加）、中小企業では97.4%（前年比1.8ポイントの増加）となっている。中小企業では特に、31～50人規模企業での実施割合の上昇が顕著である（別紙表1）。



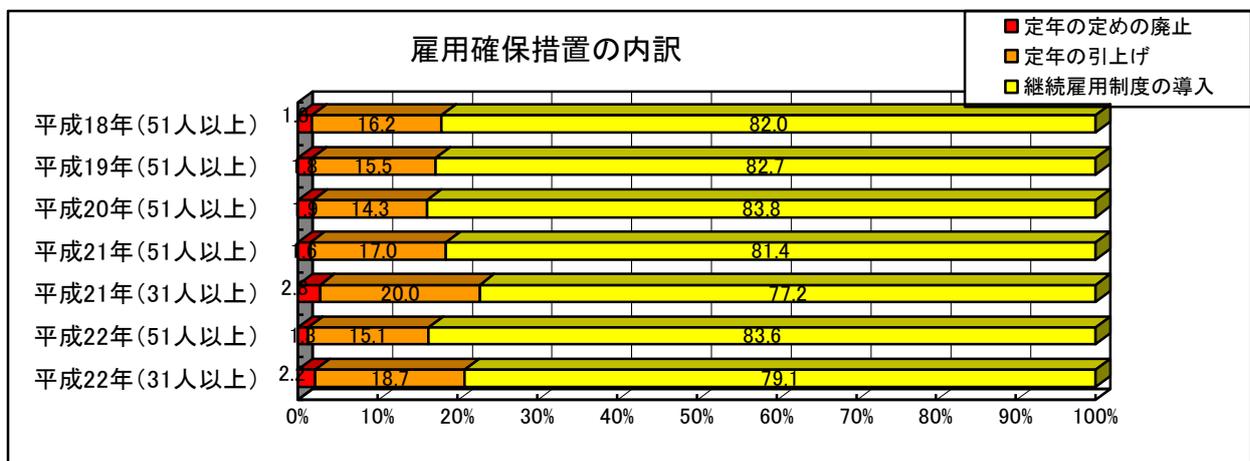
### (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は12.9%（167社）となる一方、法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢としている企業（定年の定めのない企業を含む。）は87.1%（1,131社）（前年比2.7ポイントの増加）となっている（別紙表3-1）。



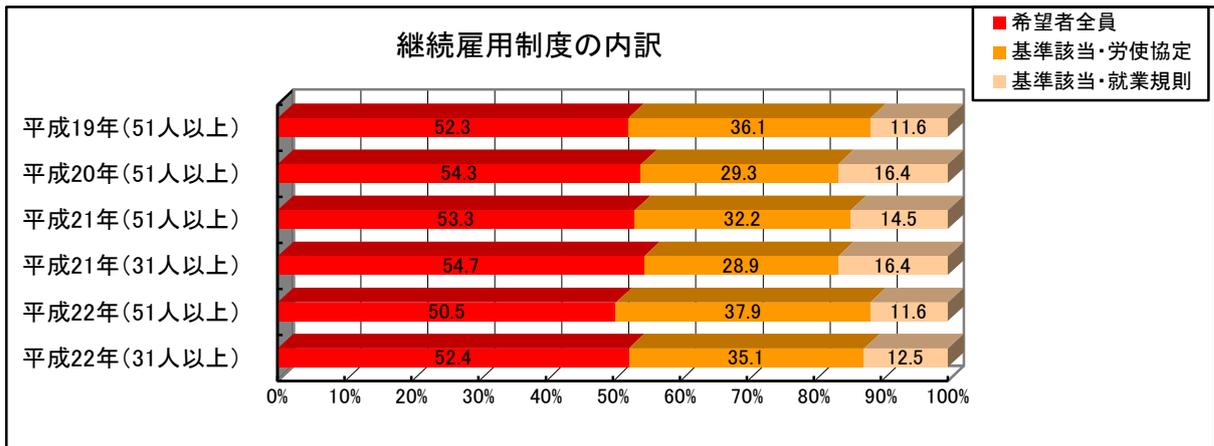
#### (4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業（1,298社）のうち、「定年の定め廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.2%（29社）（前年比0.6ポイントの減少）、「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は18.7%（243社）（前年比1.3ポイントの減少）、「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は79.1%（1,026社）（前年比1.9ポイントの増加）となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が増している。（別紙表3-2）。



#### (5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（1,026社）のうち、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は52.4%（538社）（前年比2.3ポイントの減少）、対象者となる高齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は35.1%（360社）（前年比6.2ポイントの増加）、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は12.5%（128社）（前年比3.9ポイントの減少）となっている（別紙表3-3）。

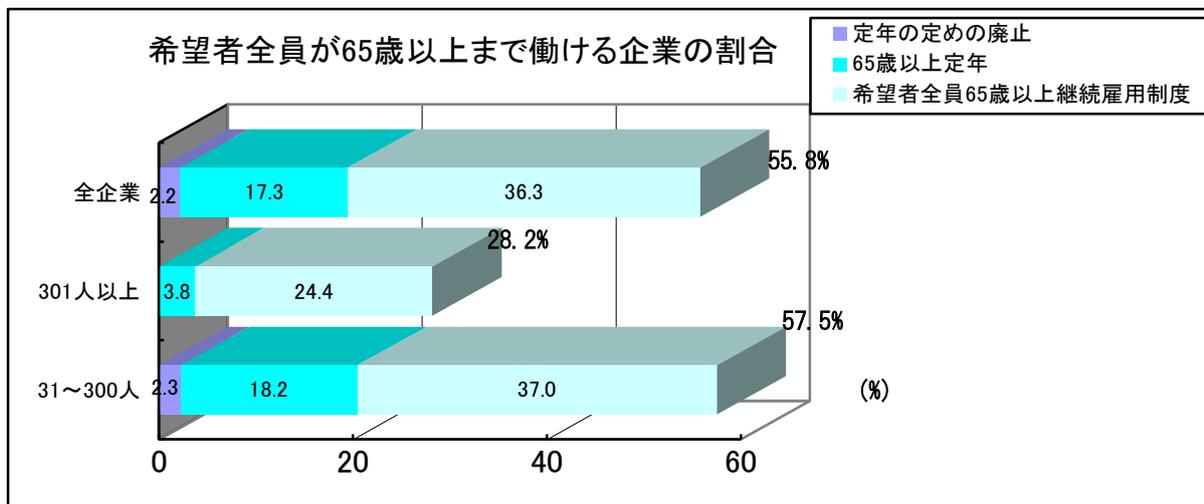


## 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は55.8%（743社）（前年比1.7ポイントの増加）となっている。

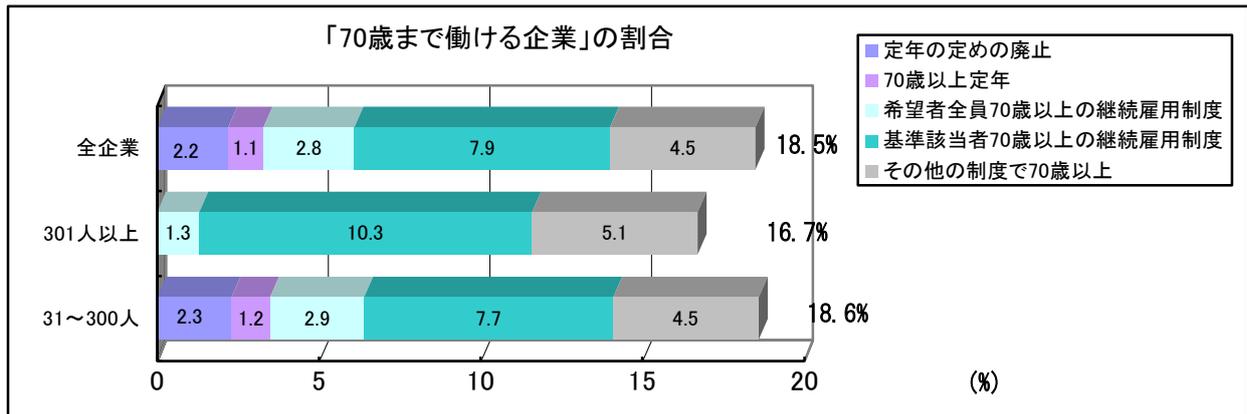
企業規模別に見ると、中小企業では57.5%（721社）、大企業では28.2%（22社）となっており、中小企業での取組が進んでいる。（別紙表4）。



### (2) 「70歳まで働ける企業」の状況

「70歳まで働ける企業」の割合は18.5%（246社）（前年比1.5ポイントの増加）となっている。

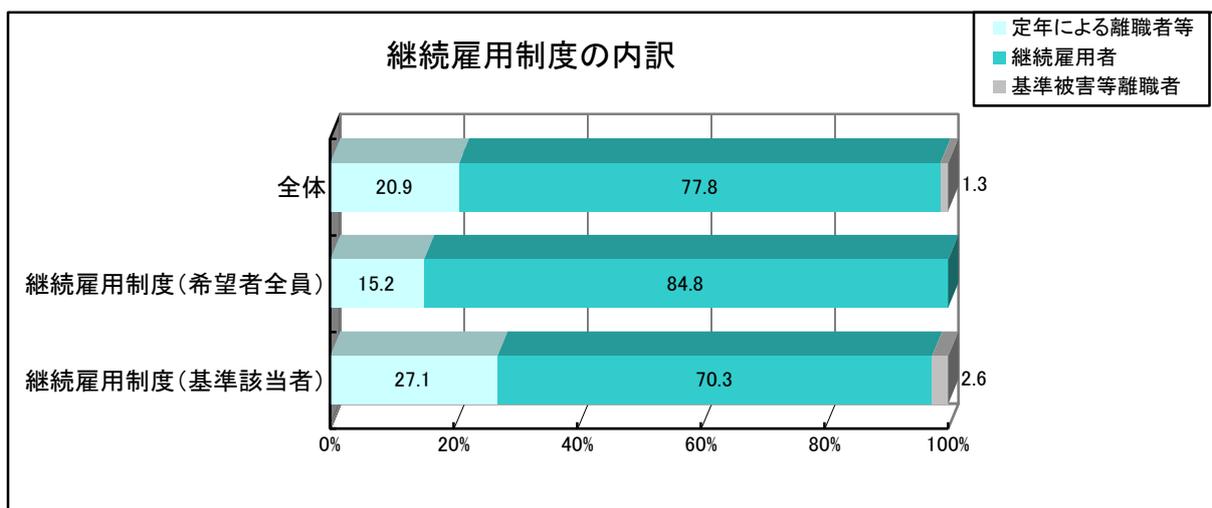
企業規模別に見ると、中小企業では18.6%（233社）、大企業では16.7%（13社）となっている（別紙表5）。



### 3 定年到達者の動向

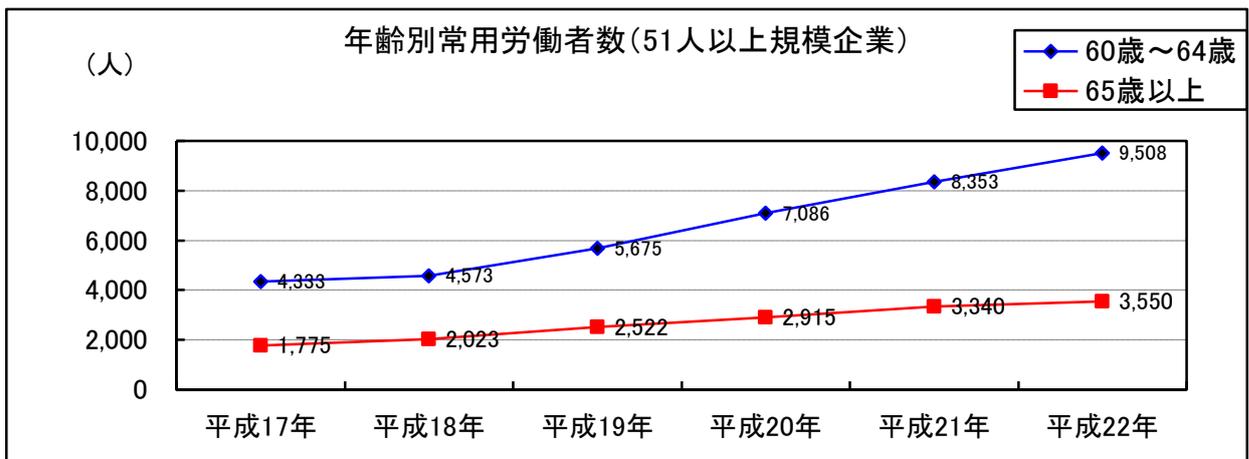
過去1年間の定年到達者 2,770 人のうち、継続雇用された者の数は 2,154 人 (77.8%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は 37 人 (1.3%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は 98.3%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は 1.7%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、希望者全員継続雇用制度の企業では、1,103 人のうち、継続雇用された者の数は 935 人 (84.8%) となっている。基準を設けた継続雇用制度の企業では、1,374 人のうち、継続雇用された者の数は 966 人 (70.3%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は 36 人 (2.6%) となっている (別紙表6)。



#### 4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

- ・ 31人以上規模企業における60歳～64歳の常用労働者数は11,468人（前年比13.8%増加）。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前（平成17年）と比較すると、4,333人から9,508人に増加（119.4%の増加）。
- ・ 31人以上規模企業における65歳以上の常用労働者数は4,292人（前年比5.1%増加）。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前（平成17年）と比較すると、1,775人から3,550人に増加（100.0%の増加）と、高年齢労働者は引き続き増加傾向にある。（別紙表7）。



#### 5 今後の取組

##### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置は着実に進展しているが、未実施企業があることから、引き続き個別指導を実施し、早期解消を図る。

##### (2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の普及

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

##### (3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

							(社、%)
		①実施済み		②未実施		①+②合計	
31～300人		1,220	(1,182)	33	(55)	1,253	(1,237)
		97.4%	(95.6%)	2.6%	(4.4%)	100.0%	(100.0%)
31～50人		464	(440)	21	(43)	485	(483)
		95.7%	(91.1%)	4.3%	(8.9%)	100.0%	(100.0%)
51～300人		756	(742)	12	(12)	768	(754)
		98.4%	(98.4%)	1.6%	(1.6%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		78	(71)	0	(1)	78	(72)
		100.0%	(98.6%)	0.0%	(1.4%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計		1,298	(1,253)	33	(56)	1,331	(1,309)
		97.5%	(95.7%)	2.5%	(4.3%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計		834	(813)	12	(13)	846	(826)
		98.6%	(98.4%)	1.4%	(1.6%)	100.0%	(100.0%)

(注) ( )内は、平成21年6月1日現在の数値。表1～5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

							(%)		
		①実施済企業割合			②未実施企業割合				
規模別	31～50人	95.7%	(91.1%)	4.3%	(8.9%)				
	51～100人	97.5%	(97.6%)	2.5%	(2.4%)				
	101～300人	100.0%	(99.7%)	0.0%	(0.3%)				
	301～500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501～1,000人	100.0%	(93.3%)	0.0%	(6.7%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	合計	97.5%	(95.7%)	2.5%	(4.3%)				
産業別		31人以上		51人以上		31人以上		51人以上	
	農、林、漁業	100.0%	(80.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(20.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	100.0%	(97.7%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(2.3%)	0.0%	(0.0%)
	製造業	97.7%	(98.1%)	99.4%	(99.4%)	2.3%	(1.9%)	0.6%	(0.6%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(96.8%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(3.2%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	98.3%	(97.5%)	98.6%	(98.7%)	1.7%	(2.5%)	1.4%	(1.3%)
	卸売業、小売業	98.2%	(94.9%)	98.1%	(98.0%)	1.8%	(5.1%)	1.9%	(2.0%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(82.4%)	100.0%	(83.3%)	0.0%	(17.6%)	0.0%	(16.7%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(83.3%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(16.7%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	96.6%	(96.3%)	94.9%	(97.1%)	3.4%	(3.7%)	5.1%	(2.9%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(94.4%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(5.6%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	95.8%	(96.0%)	100.0%	(100.0%)	4.2%	(4.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	97.9%	(95.3%)	99.2%	(97.4%)	2.1%	(4.7%)	0.8%	(2.6%)
	複合サービス事業	95.5%	(100.0%)	93.3%	(100.0%)	4.5%	(0.0%)	6.7%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	94.2%	(92.1%)	95.2%	(98.2%)	5.8%	(7.9%)	4.8%	(1.8%)
	公務・その他	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	合計	97.5%	(95.7%)	98.6%	(98.4%)	2.5%	(4.3%)	1.4%	(1.6%)

表3-1 雇用確保措置実施企業における上限年齢の内訳							(社、%)	
		①65歳以上 (定年の定めの廃止企業を含む)		②64歳 (H21年は63～64歳)		①+②合計		
31～300人		1,072	(1,005)	148	(177)	1,220	(1,182)	
		87.9%	(85.0%)	12.1%	(15.0%)	100.0%	(100.0%)	
31～50人		415	(384)	49	(56)	464	(440)	
		89.4%	(87.3%)	10.6%	(12.7%)	100.0%	(100.0%)	
51～300人		657	(621)	99	(121)	756	(742)	
		86.9%	(83.7%)	13.1%	(16.3%)	100.0%	(100.0%)	
301人以上		59	(53)	19	(18)	78	(71)	
		75.6%	(74.6%)	24.4%	(25.4%)	100.0%	(100.0%)	
31人以上 総計		1,131	(1,058)	167	(195)	1,298	(1,253)	
		87.1%	(84.4%)	12.9%	(15.6%)	100.0%	(100.0%)	
51人以上 総計		716	(674)	118	(139)	834	(813)	
		85.9%	(82.9%)	14.1%	(17.1%)	100.0%	(100.0%)	

表3-2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳							(社、%)		
		①定年の定めの廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		①+②+③合計	
31～300人		29	(35)	240	(250)	951	(897)	1,220	(1,182)
		2.4%	(3.0%)	19.7%	(21.1%)	77.9%	(75.9%)	100.0%	(100.0%)
31～50人		18	(22)	117	(112)	329	(306)	464	(440)
		3.9%	(5.0%)	25.2%	(25.5%)	70.9%	(69.5%)	100.0%	(100.0%)
51～300人		11	(13)	123	(138)	622	(591)	756	(742)
		1.4%	(1.8%)	16.3%	(18.6%)	82.3%	(79.6%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		0	(0)	3	(0)	75	(71)	78	(71)
		0.0%	(0.0%)	3.8%	(0.0%)	96.2%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計		29	(35)	243	(250)	1,026	(968)	1,298	(1,253)
		2.2%	(2.8%)	18.7%	(20.0%)	79.1%	(77.2%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計		11	(13)	126	(138)	697	(662)	834	(813)
		1.3%	(1.6%)	15.1%	(17.0%)	83.6%	(81.4%)	100.0%	(100.0%)

表3-3 継続雇用制度の内訳							(社、%)	
		(1)希望者全員		(2)基準該当者		(1)+(2)合計		
31～300人		512	(501)	439	(396)	951	(897)	
		53.8%	(55.9%)	32.7%	(26.4%)	100.0%	(100.0%)	
31～50人		186	(176)	143	(130)	329	(306)	
		56.5%	(57.5%)	29.2%	(21.9%)	100.0%	(100.0%)	
51～300人		326	(325)	296	(266)	622	(591)	
		52.4%	(55.0%)	34.6%	(28.8%)	100.0%	(100.0%)	
301人以上		26	(28)	49	(43)	75	(71)	
		34.7%	(39.4%)	65.3%	(60.6%)	100.0%	(100.0%)	
31人以上 総計		538	(529)	488	(439)	1,026	(968)	
		52.4%	(54.7%)	35.1%	(28.9%)	100.0%	(100.0%)	
51人以上 総計		352	(353)	345	(309)	697	(662)	
		50.5%	(53.3%)	37.9%	(32.2%)	100.0%	(100.0%)	

表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の状況

		(社、%)									
		定年の定めの廃止		65歳以上定年		希望者全員65歳以上継続雇用		合計		報告した全ての企業	
		31～300人		29	(35)	228	(206)	464	(446)	721	(687)
		2.3%	(2.8%)	18.2%	(16.6%)	37.0%	(36.1%)	57.5%	(55.5%)	100.0%	(100.0%)
31～50人		18	(22)	113	(95)	165	(157)	296	(274)	485	(483)
		3.7%	(4.5%)	23.3%	(19.7%)	34.0%	(32.5%)	61.0%	(56.7%)	100.0%	(100.0%)
51～300人		11	(13)	115	(111)	299	(289)	425	(413)	768	(754)
		1.4%	(1.7%)	15.0%	(14.7%)	38.9%	(38.4%)	55.3%	(54.8%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		0	(0)	3	(0)	19	(21)	22	(21)	78	(72)
		0.0%	(0.0%)	3.8%	(0.0%)	24.4%	(29.2%)	28.2%	(29.2%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計		29	(35)	231	(206)	483	(467)	743	(708)	1,331	(1,309)
		2.2%	(2.7%)	17.3%	(15.7%)	36.3%	(35.7%)	55.8%	(54.1%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計		11	(13)	118	(111)	318	(310)	447	(434)	846	(826)
		1.3%	(1.6%)	13.9%	(13.4%)	37.6%	(37.5%)	52.8%	(52.5%)	100.0%	(100.0%)

表5 「70歳まで働ける企業」の状況

		(社、%)													
		定年の定めの廃止		70歳以上定年		継続雇用制度			合計		報告した全ての企業				
						希望者全員70歳以上	基準該当者70歳以上	その他の制度で70歳以上							
31～300人		29	(35)	15	(12)	36	(43)	97	(84)	56	(41)	233	(215)	1,253	(1,237)
		2.3%	(2.8%)	1.2%	(1.0%)	2.9%	(3.5%)	7.7%	(6.8%)	4.5%	(3.3%)	18.6%	(17.4%)	100.0%	(100.0%)
31～50人		18	(22)	10	(9)	15	(15)	38	(30)	13	(13)	94	(89)	485	(483)
		3.7%	(4.5%)	2.1%	(1.9%)	3.1%	(3.1%)	7.8%	(6.2%)	2.7%	(2.7%)	19.4%	(18.4%)	100.0%	(100.0%)
51～300人		11	(13)	5	(3)	21	(28)	59	(54)	43	(28)	139	(126)	768	(754)
		1.4%	(1.7%)	0.7%	(0.4%)	2.7%	(3.7%)	7.7%	(7.2%)	5.6%	(3.7%)	18.1%	(16.7%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		0	(0)	0	(0)	1	(0)	8	(6)	4	(1)	13	(7)	78	(72)
		0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	1.3%	(0.0%)	10.3%	(8.3%)	5.1%	(1.4%)	16.7%	(9.7%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計		29	(35)	15	(12)	37	(43)	105	(90)	60	(42)	246	(222)	1,331	(1,309)
		2.2%	(2.7%)	1.1%	(0.9%)	2.8%	(3.3%)	7.9%	(6.9%)	4.5%	(3.2%)	18.5%	(17.0%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計		11	(13)	5	(3)	22	(28)	67	(60)	47	(29)	152	(133)	846	(826)
		1.3%	(1.6%)	0.6%	(0.3%)	2.6%	(3.4%)	7.9%	(7.3%)	5.6%	(3.5%)	18.0%	(16.1%)	100.0%	(100.0%)

表6 定年到達者の状況

(人、%)

	定年到達者 総数	定年による離職者数 (継続雇用を希望し ない者)		継続雇用を 希望した者		継続雇用者		継続雇用を希望した が基準に該当しない ことによる離職者		継続雇用の 終了による離 職者
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
31人以上 規模企業 合計	2,770人	579人	20.9%	2,191人	79.1% (100%)	2,154人	77.8% (98.3%)	37人	1.3% (1.7%)	418人
希望者全員 の継続雇用 制度により確 保措置を講じ ている企業	1,103人	168人	15.2%	935人	84.8% (100%)	935人	84.8% (100%)	0人	0% 0%	183人
基準を設けて いる継続雇用 制度により確 保措置を講じ ている企業	1,374人	372人	27.1%	1,002人	72.9% (100%)	966人	70.3% (96.4%)	36人	2.6% (3.6%)	212人

(注) 括弧内は継続雇用を希望した者に占める割合。

(注) 括弧内は継続雇用を希望した者に占める割合。平成22年6月1日時点では定年制がなかった場合や希望者全員の継続雇用制度を設けていた企業でも、過去1年間においてそうでなかった場合には定年退職者や基準非該当離職者が生じていた場合もある。

表7 年齢別常用労働者数

(人)

	年齢計	60～64歳		65歳以上			
		人数	比率	人数	比率		
5 1 人 以 上 規 模 企 業	平成17年	110,127人	(100.0)	4,333人	(100.0)	1,775人	(100.0)
	平成18年	117,391人	(106.6)	4,573人	(105.5)	2,023人	(114.0)
	平成19年	128,270人	(116.5)	5,675人	(131.0)	2,522人	(142.1)
	平成20年	131,813人	(119.7)	7,086人	(163.5)	2,915人	(164.2)
	平成21年	137,371人	(124.7)	8,353人	(192.8)	3,340人	(188.2)
	平成22年	142,209人	(129.1)	9,508人	(219.4)	3,550人	(200.0)
3 1 人 以 上 規 模 企 業	平成21年	156,697人	(100.0)	10,073人	(100.0)	4,083人	(100.0)
	平成22年	161,555人	(103.1)	11,468人	(113.8)	4,292人	(105.1)

(注) 括弧内は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)